令和５年度保育所等職員資質向上事業業務委託契約書（案）

令和５年度保育所職員等資質向上事業の業務の委託について、茨城県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の実施）

第１条　甲は、令和５年度保育所等職員資質向上事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、甲の指示に従い別紙の令和５年度保育所等職員資質向上事業実施要領に基づき事業を実施しなければならない。

（委託期間）

第２条　委託期間は、令和５年(2023年)７月１４日から令和６年(2024年)３月31日までとする。

（委託事業の遂行）

第３条　乙は、委託事業にかかる特別会計を設けるものとし、すみやかに事業計画書（様式１）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

２　甲は、前項の規定により、乙から事業計画書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、不適当な部分があると認めるときは、当該部分の変更又は修正を乙に指示することができる。

（委託料等）

第４条　委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は、金　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、費用の区分については別表経費配分計画書（以下この条において「配分表」という。）のとおりとする。

２　乙は、委託料を配分表に記載された費用の区分に従って使用しなければならない。

（委託料の支払）

第５条　委託料は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

２　甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の９０パーセント以内の額を概算払することができる。

３　乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

４　甲は、第１項及び前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

　（契約保証金）

第６条　契約保証金は、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第１５号）第１３８条第２項第６号の規定により免除する。

（実績報告等）

第７条　乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した実績報告書（様式２）を、委託事業終了の日から起算して３０日以内又は令和６年（2024年）３月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第５条第２項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第４０４号）様式第１０２号）を提出するものとする。

（委託料の額の確定）

第８条　甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

（過払金の返還）

第９条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（再委託の制限）

第１０条　乙は、委託事業を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第１１条　乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（帳簿等）

第１２条　乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の翌年度から起算して５年間保存するものとす

る。

（実地調査等）

第１３条　甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要事項について実地に調査できるものとする。

２　乙は、甲から委託事業の実施に関し報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（改善の指示等）

第１４条　甲は、委託事業の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

（契約違反による解除）

第１５条　甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除し、又は変更することができるものとする。

２　前項の規定により契約の解除又は変更があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

（協議）

第１６条　この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和５年（2023年）　月　　日

甲　水戸市笠原町９７８番６

　　　　　茨城県知事　　　大井川　和彦

乙

（別表）

経費配分計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費用の区分 | 配分額 | 備　　考 |
| 保育の質の向上のための研修 | 円 | ・乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修（　　分野）  （例）食物アレルギー、障害児対応、保護者対応等(うち２分野は医療的ケア児、不適切保育に関する内容) |
| 就業継続支援研修 | 円 | ・就業継続支援研修（　　分野） |
| 合 計 | 円 |  |

（様式１）

番　　　　　号

年　　月　　日

茨城県知事　　　　　　　殿

令和５年度保育所等職員資質向上事業計画書

このことについて、下記のとおり提出します。

記

１　令和５年度保育所等職員資質向上事業計画書（別紙）

添付書類

　　　令和５年度保育所等職員資質向上事業収支予算書

（別紙）

令和５年度保育所等職員資質向上事業計画書

（１）保育の質の向上のための研修

（２）就業継続支援研修

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 研修名 | 実施場所 | 実施時期 | 事業内容 | 参加予定人員 |
|  |  |  |  |  |

（様式２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　年　　月　　日

茨城県知事　　　　　　　　殿

令和５年度保育所等職員資質向上事業実績報告書

　このことについて、下記のとおり提出します。

記

１　令和５年度保育所等職員資質向上事業委託料精算書（別紙１）

２　令和５年度保育所等職員資質向上事業実施状況（別紙２）

　　　添付書類

　　　　令和５年度保育所等職員資質向上事業収支決算書

（別紙１）

令和５年度保育所等職員資質向上事業委託料精算書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費用の区分 | 支出額  Ａ | その他  の収入額  Ｂ | 差引額  Ｃ＝Ａ－Ｂ | 委託料  Ｄ | 差引過  不足額  Ｅ＝Ｄ－Ｃ | 支出額の内訳 |
| 保育の質の向上のための研修 |  |  |  |  |  |  |
| 就業継続支援研修 |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |

（別紙２）

令和５年度保育所等職員資質向上事業実施状況

（１）保育の質の向上のための研修

（２）就業継続支援研修

※研修ごとに記載すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施場所 | 実施時期 | 事業内容  （内容、行先、参加者負担金等） | 参加人員 | 事　業　費 |
|  |  |  |  |  |